

平成 30 年度壱岐市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

昨年、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、壱岐市でも「第 7 期介護保険事業計画」が策定され、保健医療福祉等関係機関の連携のもと地域の支え合いを基盤とした包括的な生活支援体制整備が進められます。

かねてより社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として住民参加の支え合い活動を展開して来ましたが、地域包括ケアシステムの構築におけるその役割は大きく、益々期待されています。

このような中、壱岐市社会福祉協議会では第 3 回壱岐市社会福祉大会において、今後の活動目標を「地域共生社会づくり」と定め、近年の複雑多岐にわたる福祉課題の解決に向けて、地域住民と一体となって取り組むこととしました。

また、平成 24 年度に策定しました「地域福祉活動計画」は、5 年が経過し、残された課題を地域福祉事業の重点項目として「第 1 期組織・経営基盤強化計画」に位置付けていますが、「第 2 期地域福祉活動計画」の策定に向けて体制を整備します。

本年度は、「第 1 期組織・経営基盤強化計画」に基づく組織運営及び事業推進体制整備を進め、法人運営の公益性と透明性を確保しながら、地域の抱える生活課題の解決に向けて地域福祉活動を積極的に推進し、「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指します。

【重点事項】

1. 組織及び経営基盤の強化
2. 住民参加の地域の支え合い活動の推進
3. 総合相談支援体制の整備
4. 福祉サービスの充実

【事業実施計画】

1. 組織・機能・経営基盤の強化

法人運営の基盤整備を進め、経営基盤の強化を図ります。

- (1) 組織・経営基盤強化計画の推進
- (2) 組織機能の強化
- (3) 諸規程の整備
- (4) 事業事務の効率化
- (5) 地域との連携強化による住民参加の組織・事業運営
- (6) 行政その他医療保健関係機関との連携強化

2. 地域福祉活動の推進

地域共生社会づくりを目的に住民参加の福祉活動を積極的に推進します。

- (1) 地域福祉活動計画の推進
- (2) 地域福祉活動拠点施設の管理・経営
- (3) 広報活動の充実
- (4) 忌明け寄付者に対する初盆供物料の配布
- (5) 小災害罹災者援護事業
- (6) ベンチ設置事業
- (7) ふれあいサロンの設置と支援
- (8) 地域還元福祉事業の実施
- (9) 日本赤十字社長崎県支部壱岐市地区事務局
- (10) 長崎県共同募金会壱岐市支会事務局
- (11) 民生委員児童委員協議会事務局
- (12) 各地区慰霊祭の開催
- (13) 地域福祉団体の育成・支援

3. 総合相談支援体制の構築

相談機能の充実を図り、総合相談支援体制を整備し、関係機関連携のもとに地域の問題解決に努めます。

- (1) 心配ごと相談事業の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の推進
- (3) 生活困窮者自立支援事業の受託
- (4) 法人成年後見の検討

4. 介護保険事業の経営

介護保険法に基づくサービスの提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、安定した介護保険サービスを提供します。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 通所介護事業
- (5) 福祉用具貸与事業
- (6) 特定福祉用具販売事業
- (7) 介護予防訪問介護事業
- (8) 介護予防訪問入浴介護事業
- (9) 介護予防通所介護事業
- (10) 介護予防福祉用具貸与事業
- (11) 介護予防特定福祉用具販売事業
- (12) 自立支援訪問介護事業
- (13) ゆうゆうお達者クラブ事業
- (14) 自立支援通所介護事業

5. 老人福祉活動の推進

介護予防事業を推進し、高齢者の在宅生活を支援します。

- (1) 介護予防配食サービス事業の受託
- (2) 外出支援サービス事業の受託
- (3) 老人ホーム入所判定調査の受託
- (4) 介護予防教室の受託
- (5) 介護用品貸与事業
- (6) 独居老人の見守りと支援
- (7) 地域包括支援センターとの連携
- (8) 老人クラブ連合会との連携

6. 障害者福祉活動の推進

障害者総合支援法に基づくサービスの提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、安定した障害福祉サービスを提供します。

- (1) 障害者配食サービス事業の受託
- (2) 障害者ホームヘルプサービス事業
- (3) 障害者相談支援事業
- (4) 障害児・者日中一時支援事業の受託
- (5) 障害児通所入浴サービスの受託
- (6) 障害者移動支援事業の受託
- (7) 障害者訪問入浴サービスの受託
- (8) 障害程度区分認定調査の受託
- (9) 壱岐障害者地域活動支援センターとの連携
- (10) 関係団体・機関・施設等との連携

7. 子育て支援事業の充実

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の生活の安定と児童の健全育成を支援します。

- (1) 地域子育て支援拠点事業の受託
- (2) 放課後等デイサービス事業の実施
- (3) 放課後児童クラブの受託
- (4) ファミリーサポートセンター事業の受託
- (5) おもちゃ図書館の運営

8. 福祉教育の推進

児童・生徒の福祉・ボランティアに対する関心を高め、地域福祉の向上を図ります。

- (1) 福祉教育の支援
- (2) 福祉体験学習の受入
- (3) ボランティア協力校の支援

9. ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの機能の充実を図り、ボランティア活動を推進し、「支え合う福祉のまちづくり」を支援します。

- (1) ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティア連絡協議会の支援
- (3) ボランティアの育成、指導
- (4) ボランティアニーズの把握と情報の提供
- (5) ボランティアの登録と保険の加入
- (6) ボランティア養成研修事業
- (7) 災害支援ボランティアの組織化
- (8) 給食サービスの実施
- (9) 在宅生活支援ボランティア事業の実施
- (10) ボランティアの集いの開催

10. 低所得者福祉対策の推進

低利子又は無利子の資金を貸し付け、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を支援します。

- (1) 県社協関係資金貸付事業の受託
- (2) 福祉資金の適正貸付及び利用促進
- (3) 高額療養資金の適正貸付及び利用促進
- (4) 低所得世帯への支援・助言
- (5) 滞納者の実態把握及び指導

11. 各種募金事業の推進

各種募金活動の普及と啓発を行い、地域福祉の増進を図ります。

- (1) 日本赤十字社資募集
- (2) 長崎県殉国慰霊奉賛会会費勧募協力
- (3) 赤い羽根共同募金運動
- (4) 24時間テレビチャリティー募金協力

12. その他の事業

職員の資質の向上に努め、関係機関と連携し、地域福祉活動を推進します

- (1) 資格取得の支援及び研修の実施による職員の資質の向上
- (2) 関係機関、団体等の行う大会、会議、研修会への参加、協力
- (3) 人材育成のために各機関が行う実習等の受け入れ協力
- (4) 関係機関との連携、協力
- (5) 社会福祉の振興に必要な事業の推進